概要版

第２期　八幡市

子ども・子育て支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》

みんなで　育み　育ち　支えあう
子どもにやさしいまちづくり

令和２年３月

八 幡 市

1 計画の概要

「八幡市子ども・子育て支援事業計画」は、本市における子育て施策の方向性や教育・保育事業や地域子育て支援事業の提供方策などについて示しています。

今回の「第2期八幡市子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの取り組みを踏まえつつ、さまざまな子育ての不安に対応できる体制の強化や、子どもの貧困問題をはじめとした最近の課題への対応方策について示すとともに、保護者のニーズに対応できる事業提供体制を確保していくための計画とします。

2 八幡市の現状について

子どもの人口の推移と推計

子どもの人口は全体として減少傾向にあり、特に0歳と3～5歳の減少が顕著となっています。今後も減少傾向が続く見込みで、計画最終年度の令和6年度時点で０～11歳の人口は 5,554 人となる予想です。

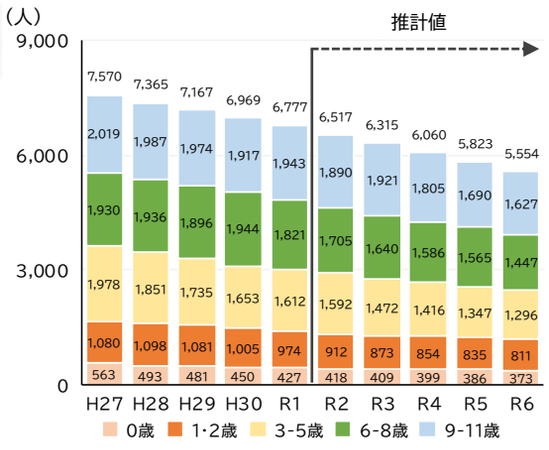

母親の就労状況

アンケート調査結果をみると、就学前児童・小学生ともに6割以上の母親が現在働いていると回答しています。前回調査よりも高くなっていることから、働く母親の数が増えていることがうかがえます。

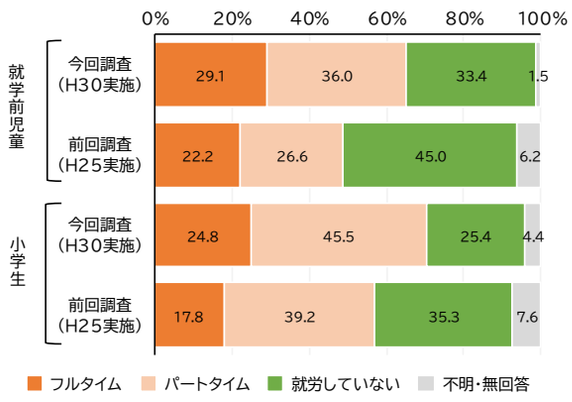

3 計画の基本的な考え方

みんなで　育み　育ち　支えあう
子どもにやさしいまちづくり

本計画では、国の基本指針や平成28年9月に制定した「八幡市子ども条例」を踏まえ、全ての子どもが幸福で健やかに育つ社会を実現するため、上掲の基本理念を定めました。

本市は、「子ども」「家庭」「地域」それぞれの視点を大切にしながら、子ども自身が未来に向かって育つとともに、親も子育てに希望を持って親として育ち、そして、子育てを社会全体で支えあう、子どもにやさしいまちづくりを目指します。

子どもの視点

子どもの発達段階に応じた育ちの状況や一人ひとりの個性を踏まえ、全ての子どもが幸せであり、健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

家庭の視点

親が子育てに喜びや生きがいを感じ、親としても学んでいくとともに、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげることのできる環境づくりを進めます。

地域の視点

地域では、親子が地域の人々とつながりを持ち、安心感や充実感を持つことができる環境、企業においては、男女ともに子育てしながらでも働きやすい環境づくりを進めます。

4 施策の展開

《基本目標1》子どもの豊かな育ちを支える良質な教育・保育の推進

乳幼児期の重要性や特性を踏まえるとともに多様化する保育需要に対応し、親の就労や経済状況、子どもの発達の特性などに合わせた就学前教育・保育が提供できる体制を整備するとともに、保育園、幼稚園、認定こども園、学校等の連携強化や施設の改善など質的向上を図ります。

施策の方向	内容
幼児期からの一貫した教育・保育の推進	子どもたちの将来の社会的自立までを見通した長期的な視野のもとで教育を提供するために、就学前施設と小学校の相互連携をより一層充実させるとともに、集団の適正規模が確保された持続性のある施設運営体制の構築に取り組みます。
良質な教育・保育環境の整備	施設や設備の維持改修、集団の適正規模の確保や職員のスキルアップ等の環境整備に取り組むとともに、保護者の多様化するニーズに対応できるよう、一人ひとりにきめ細やかな教育機会を提供できる体制づくりを進めていきます。

《基本目標2》子ども・子育て支援の推進

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、多様なニーズに対応できる、さまざまな支援サービスの充実を図ります。また、共働き家庭などの児童に限らず、全ての希望する児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場の確保に取り組みます。

施策の方向	内容
子ども・子育て支援事業の充実	身近な場所での交流や相談体制の充実に取り組み、地域全体で子育て家庭を支えるという視点のもと、子育て世代のニーズに対応するための事業の実施や、情報提供等を進めていきます。
総合的な放課後対策の推進	放課後児童クラブの質の確保を図りながら提供体制の維持に努めます。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携や、一体型事業の実施など、事業を適切に提供できる体制づくりに努めます。
子育てしやすい環境づくりの推進	子育てしやすい環境づくりを推進するため、子育て世代の経済的負担の軽減や職場環境の改善に向けた普及啓発活動に取り組むとともに、男女共同参画の考え方に基づいた啓発についても取り組んでいきます。

《基本目標3》子育て家庭を社会全体で支えるまちづくり

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を持つという基本認識の下に、学校、地域、職域その他の地域社会のあらゆる分野の人々が、保護者を見守り、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう、子育て家庭を支援する社会全体の取り組みを推進します。また、子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、地域一体となった事故や犯罪から子どもを守る環境づくりを推進します。

施策の方向	内容
家庭や地域の子育て力の向上	子育て世帯が安心して子どもと向き合えるよう、地域における交流の機会や相談・情報提供の場を提供するとともに、子育て活動や学校活動の支援を通じて、地域が主体となった子育て環境のさらなる充実を図ります。
子どもの安全を守る生活環境の整備	子どもが地域で安心・安全に生活できるよう、見守り体制や生活環境の整備、交通安全教育、防犯対策の充実を推進します。また、子どもが安心して過ごせる地域づくりをめざして、公園や道路環境の整備を推進します。

《基本目標4》安心とゆとりのある子育てができる環境づくり

子どもの権利が尊重され、健やかに成長し、子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。そして、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を進め、障がい、疾病、貧困、家族の状況などにより支援の必要性が高い子どもとその家族を含めた全ての子育て家庭への支援を推進します。

施策の方向	内容
配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	全ての子どもの教育や保育を受ける権利を保障するため、障がい児支援や児童虐待への対応など専門的な支援を充実させるとともに、支援の必要な子どもの早期発見や早期支援の実現に向けた体制づくりを進めていきます。
安心して出産・子育てできる環境の整備	安心して妊娠・出産・子育てができるよう、適切な情報提供や助言を行うとともに、各種健診・相談や訪問事業等を通じて、出産前後の家庭へのきめ細やかなサポートを行うことで、保護者の育児負担の軽減と早期対応を図ります。
子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困問題に対応するため、市内における貧困世帯の状況を把握するとともに、社会的孤立の防止や教育機会の提供、経済的に自立するための支援等を通じて、まち全体で貧困対策を推進していきます。

5 教育・保育及び子ども・子育て支援事業

本市では、市内全域を一つの教育・保育提供区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

①教育・保育

認定区分	基準等	確保量		
		単位	R2	R6
1号認定	満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前児童 対象施設：幼稚園、認定こども園	人	816	816
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 対象施設：保育園、認定こども園	人	1,072	1,060
3号認定（0歳）	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前児童 対象施設：保育園、認定こども園、地域型保育事業	人	140	139
3号認定（1・2歳）		人	567	560

②地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	確保量		
		単位	R2	R6
利用者支援事業	子どもや保護者が必要な支援を選択して円滑に利用できるよう、情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業	か所	1	2
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、基本保育時間を延長して保育を行う事業	人	330	280
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業	-	-	-
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	-	-	-

事業名	事業概要	確保量		
		単位	R2	R6
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校内や児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	人	932	776
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において、子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育を行う事業	人日	44	38
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業	人	386	344
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・家庭相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他支援等を行うことにより、その家庭の適切な養育の実施を確保する事業	人	450	450
地域子育て支援拠点事業	就学前の子ども及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援が受けられる場所を開設し、子どもの健やかな育ちを支援する事業	人回	22,104	19,644
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、幼稚園、保育園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業	人日（幼稚園型）	11,308	9,283
		人日（一般型）	1,827	1,621
病児保育事業	子どもの病気が症状安定期または病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により家庭で保育することができない期間に、病院に付設された専用のスペースで一時的に保育を行う事業	人日	3,000	3,000
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と行いたい人がファミリー・サポート・センターに会員として登録し、子どもの預かりや送迎等の相互援助活動を行う際に、連絡、調整を行う事業	人日	869	745
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査及び妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	人回	4,852	4,329

6 計画の推進に向けて

①計画の推進体制

本計画は、八幡市の子ども・子育て支援策を総合的に進める計画であり、本市の施策・事業も多岐に渡って掲載しています。そのため計画の推進にあたっては、庁内の子育て関連分野の部署だけでなく、他の関連分野の部署や関連機関との連携を図りながら、全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、八幡市子ども・子育て会議条例に基づき、保護者、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援事業従事者、学識経験者等から組織する八幡市子ども・子育て会議においても、計画の推進等について審議を行っていきます。

②計画の進捗管理・評価に向けて

計画の進捗については、八幡市役所福祉部が管理を行い、まちの現状や市民のニーズを常に把握しながら、実績や課題の整理を行うとともに、八幡市子ども・子育て会議に報告を行い、意見をいただくとともに、その結果を計画の見直しに反映することで、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の４つで構成される PDCA サイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。

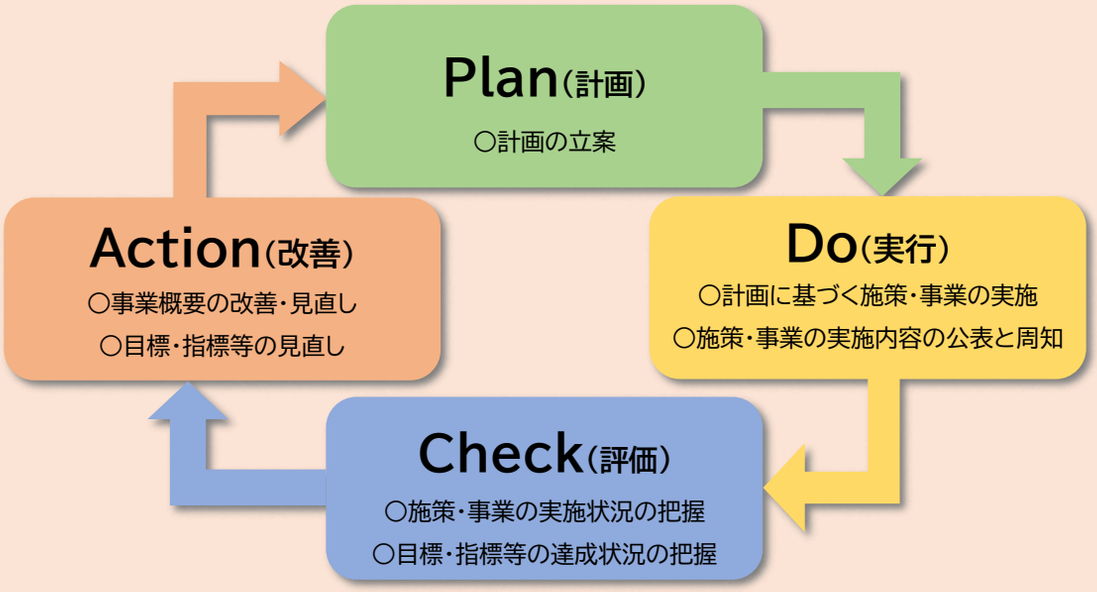

発行：八幡市　福祉部　子育て支援課
〒614-8501　京都府八幡市八幡園内 75　TEL：075-983-1112　FAX：075-982-7988